

八丁味噌事件

—G / 登録をめぐり審査請求、登録処分取消請求がなされた事案—

審査請求令和3年3月19日裁決（2食産第6461号）

（農林水産省ホームページ）

東京地判令和4年6月28日（令和3年（行ウ）第381号）登録処分取消請求事件

知財高判令和5年3月8日（令和4年（行コ）第10002号）登録処分取消請求控訴事件

（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

室谷法律事務所

知的財産法研究会 弁護士 室谷 和彦

第1 はじめに

1 概要

愛知県味噌溜醤油工業協同組合が、生産地の範囲を「愛知県」とする豆味噌について、名称を「八丁味噌」として、地理的表示法に基づく登録の申請を行い、平成29年12月、登録を受けた。

これに対して、八丁味噌の発祥地である岡崎市の業者でつくる八丁味噌協同組合（以下「八丁組合」という。）が、平成30年3月、不服審査を請求したところ、令和3年3月19日、本件審査請求を棄却する裁決がなされた（審査請求事件）。

岡崎市の老舗業者である株式会社まるや八丁味噌（八丁組合を構成する老舗、以下「X」という。）が、単独で、令和3年9月17日、上記登録処分の取消しを求め、東京地裁に対して登録処分取消請求の訴えを提起した。東京地裁は令和4年6月28日、出訴期間を徒過しているとして、本件訴えを却下した（登録処分取消請求事件）。

Xは、これを不服として控訴したが、令和5年3月8日、控訴棄却の判決がなされた（登録処分取消請求控訴事件）。

2 審査請求と取消訴訟

上記審査請求事件（行政不服審査法に基づく）は、審査請求人を八丁組合、処分庁を農林水産大臣とするものであり、審査庁である農林水産大臣により、裁決がなされている。

これに対して、上記登録処分取消請求事件（行政事件訴訟法に基づく）は、原告をX、被告を国とし、裁判所に行政処分の取消を求める訴訟である。

審査請求と登録処分取消請求は、ともに、行政処分に対する不服を申し立てる制度であるが、

別々の制度であり¹、審査請求を経ずに、登録処分に対する取消訴訟を提起することもできる。

東京地裁は、登録処分取消請求の訴えについて、出訴期間徒過を理由に訴えを却下する判決をなし、知財高裁も、出訴期間徒過を認めて、控訴棄却の判決をなした。

このように、これらの判決は、地理的表示法に基づく登録要件について、正面から争われたものではない。

そのため、以下では、審査請求を中心に取り上げ、上記判決については、地理的表示法に関連する範囲で取り上げるものとする。

第2 県組合登録に至る経緯

1 当事者等

Xは、愛知県岡崎市八丁町において、長年にわたり、生産、販売をする豆味噌に「八丁味噌」という表示をして事業を行う株式会社である。

Xは、八丁組合の組合員である。八丁組合は、X、A1、A2、A3の4社の組合員から成る（以下、XとA1を併せて「岡崎2社」という。）。

愛知県味噌溜醤油工業協同組合（以下「県組合」という。）は、「八丁味噌」の名称を付した豆味噌を生産、販売するB1～B6（以下、「愛知6社」という。）の組合員で構成される事業協同組合である。

2 地理的表示法7条1項に基づく登録の申請等

八丁組合は、平成27年6月1日、地理的表示法7条1項に基づき、生産地を「愛知県岡崎市八帖町」とする豆味噌につき、名称を「八丁味噌（ハッチョウミソ）、HATCHO MISO」とする登録の申請を行った。

その直後、県組合は、平成27年6月24日、地理的表示法7条1項に基づき、生産地を「愛知県」とする豆味噌につき、名称を「八丁味噌（ハッチョウミソ）」とする登録の申請（以下「本件申請」という。）を行った。

八丁組合は、平成29年6月14日、前記申請を取り下げた。²

平成29年12月15日、地理的表示法12条1項に基づき、本件申請について、登録生産者団体を県組合、名称を「八丁味噌（ハッチョウミソ）」、生産地を「愛知県」として、「八丁味噌」が地理的表示登録された（以下、「本件処分」といい、本件処分の登録に係る特定農林水産物等を「本件登録八丁味噌」という。）。

1 登録処分取消請求は、登録処分について取り消しを求めるものである。審査請求を棄却する審決についても取消訴訟を提起できるが、本件では、八丁組合は、取消訴訟を提起せず、確定している。

2 取下げの理由について、後述の第三者委員会報告書には、次のように記載されている。

「岡崎市八帖町の外でも『八丁味噌』が製造されていること、昭和初期には『八丁味噌』の文字を含む商標が県組合会員企業により登録されていたこと等の理由があり、農林水産省から八丁組合に対し『岡崎市八帖町』と限定している生産地を『愛知県』に変更ができないか打診を行ったが、八丁組合は申請を取り下げた。八丁組合の申請取下げにより、生産地を愛知県とした後願の県組合の申請の審査が開始され、法令に基づく登録の拒否理由が存在しないとして、平成29年12月15日に県組合の『八丁味噌』が地理的表示登録された。」